

新 市 建 設 計 画

平成 25 年 12 月変更

下 関 市

目 次

第1章 序論	1
1 合併の背景	1
2 合併の必要性と効果	1
3 計画の策定方針	3
第2章 新市の概況と課題	5
1 新市の概況	5
2 新市の課題	8
第3章 新市まちづくりの基本方針	11
1 まちづくりの基本理念	11
2 まちづくりの将来像	12
3 地域別まちづくりの方向	16
4 主要指標の見通し	17
第4章 新市の施策	19
1 情報があふれ、活動しやすい便利なまち	21
2 人と自然にやさしく安全で安心して暮らせるまち	27
3 将来に希望をもって意欲的に働ける自立したまち	33
4 観光や交流から生まれる多彩で魅力あるまち	37
5 誰もが健康で、ふれあいを大切にした温かみのあるまち	41
6 地域の特色を活かしたまなびのまち	47
7 市民や企業も行政もみんなで担える元気なまち	51
第5章 公共的施設の適正配置と整備	55
第6章 財政計画	57
1 基本的な考え方	57
2 新市財政計画	59
付表 用語解説	65

第1章 序論

1 合併の背景

下関市、菊川町、豊田町、豊浦町及び豊北町は、地理的・歴史的な関係から文化・経済・生活などの各方面で深い結びつきをもち、また、行政面においても、消防救急業務をはじめとしてゴミ処理や水道等において幅広く連携を図っています。

近年、地方分権の進展や少子高齢化の進行、国・地方を通じた財政状況の悪化など、本地域を取り巻く情勢は大きく様変わりし、こうした変化に的確に対応するため、行政サービスを担う基礎的自治体である市町の権能の充実や行財政基盤の強化が求められています。

2 合併の必要性と効果

① 地方分権への対応

地方分権を推進するには、地域が主体性をもって、地域の実情や市民ニーズを踏まえながら、それぞれの特色を活かし、魅力的なまちづくりを推進する必要があります。

それには政策立案能力の向上、事務量の増大や専門的な業務への対応など実施体制の充実、財政基盤の強化など、分権型社会にふさわしい行財政基盤の構築が不可欠です。

このため、合併により一定の組織規模や財政規模を確保し、スケールメリット※を活かしながら、行財政の効率化と財政基盤の強化、組織や人材の高度化・専門化に取り組み、市民サービスの維持・向上を図る必要があります。

② 少子高齢化への対応

我が国は、急速に少子高齢化が進み、平成20年代には4人に1人が高齢者となる状況が予想されています。

平成12年の国勢調査によると、本地域の高齢者の割合は22.3%（国：17.4%、県：22.2%）、年少人口の割合は13.4%（国：14.6%、県：14.0%）であり、国・県の平均を上回るスピードで少子高齢化が進行しているといえます。

このため、合併により財政力の強化を行い、担い手の確保や地域密着の保健・医療・福祉サービスの充実を図る必要があります。

③ 生活圏の拡大への対応

本地域では消防やし尿処理など、既に行政区域の枠を越えた協力関係が形成されています。また、近年のモータリゼーション※の進展等により、通勤、買物などの日常生活圏は広がりをみせており、市町の枠組みを越えた活動は、今後、より強まることが予想されます。

このため、合併により市民の生活圏の拡大に対応した行政区域とし、公共的施設の整備などについては地域全体を見渡した広域的視点から行い、市民ニーズにあった行政サービスの提供と効率的で効果的なまちづくりを進める必要があります。

※印の用語はP65～68に解説を記載しています。

④ 多様化・高度化する市民ニーズへの対応

社会経済情勢が大きく変化する中、高度情報化や国際化、地球環境問題への対応など、市民の行政に対するニーズはより一層、多様化・高度化しつつあります。

このため、合併により専門職員の配置や能力の向上、専任組織の設置等を図り、時代の変化や多様化・高度化する市民ニーズに、適切に対応できる行政組織を構築していく必要があります。

⑤ 厳しい財政状況への対応

国・地方の財政状況は依然として厳しい状況にあり、これまで各市町がそれぞれ提供してきた行政サービスの水準を今後とも維持することが困難になりつつあります。

その一方で、国や県の平均を上回るペースで進む少子高齢化などに伴い、行政需要はますます増大することが想定されます。

このため、合併により行政組織の統合による人件費の節減や、スケールメリット※を活かした業務の効率化、事業の重点化等を行い、財政基盤を強化し効果的なまちづくりを進めていく必要があります。

⑥ 中核市移行による行財政能力の向上

1市4町がひとつの市となった場合、中核市※の要件を満たす人口30万人以上の新市が誕生します。

中核市※になると、市民生活に関係の深い福祉、保健衛生、都市計画、環境保全などの幅広い分野の事務権限が県から移譲されるとともに、財政基盤の強化が図られます。

このため、市民ニーズや地域の特性を踏まえたきめ細かな行政サービスが展開できるとともに、土地利用や環境保全、景観形成等の面から魅力ある個性豊かなまちづくりを積極的に進めることができます。

また、都市としての格の向上やイメージアップが図られ、人口や産業の集積、観光産業の活性化等の効果が期待されます。

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

3 計画の策定方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、下関市、菊川町、豊田町、豊浦町及び豊北町の合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランとなるものであり、その実現を図ることにより、1市4町の速やかな一体性の確立及び住民福祉の向上と地域の個性を活かしながら均衡ある発展を目指すものです。

(2) 計画の期間

本計画における主要施策、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、合併後おおむね13年の期間について定めます。

(3) 計画の構成

本計画は、「新市まちづくり構想」を基に、新市を建設していくための「基本方針」、また、これを実現するための「主要施策」、「公共的施設の適正配置と整備」及び「財政計画」を中心として構成します。

(4) 計画策定の留意事項

本計画の策定にあたっては、次の点に留意します。

- (1) 新市建設の基本方針を定めるにあたっては、財政事情を考慮しながら将来を見据えた長期的視野に立つものとする。
- (2) 施設整備等のハード面の整備だけでなく、ソフト事業も重視した計画とし、新市の一体性の確保を図るとともに、各地域の特性を活かした事業を効果的に実施する。
- (3) 公共的施設の適正配置と整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう地域のバランス等に十分配慮し、逐次整備していくものとする。
- (4) 財政計画については、地方交付税、国・県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営が行われるよう十分留意する。

第2章 新市の概況と課題

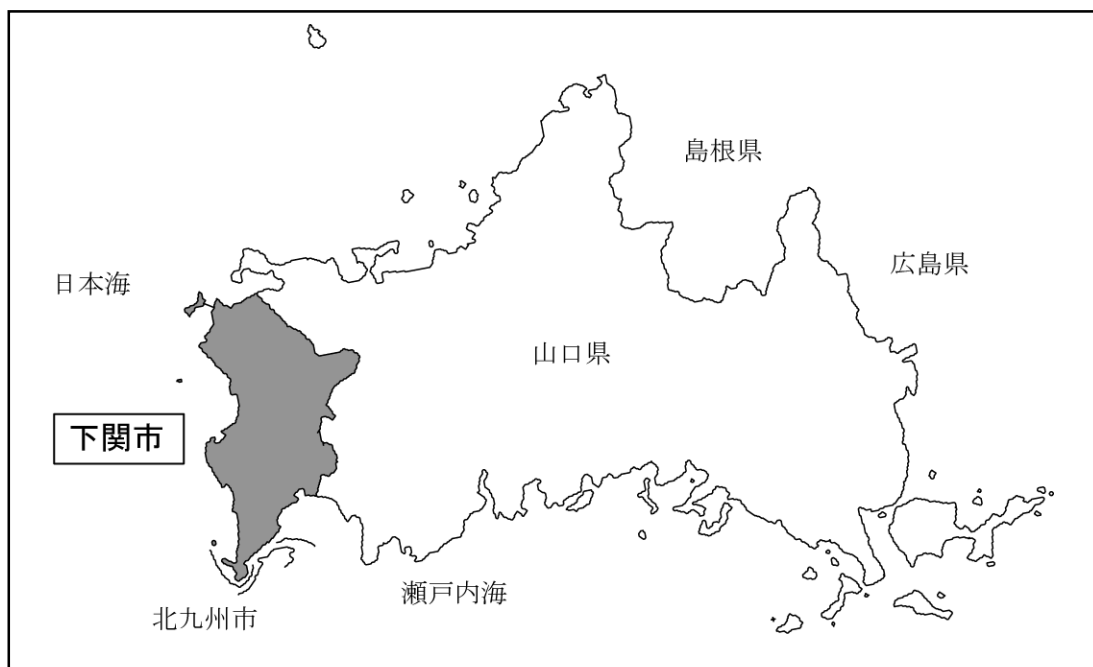
1 新市の概況

(1) 位置・地勢

新市は、本州の最西端に位置し、東西が約30km、南北が約50km、面積は715.8km²と広大で、南は瀬戸内海、西は日本海に面し、東は美祢市、山陽町、北は油谷町、長門市に接しています。

中央部は、主に山間地域であるものの、比較的なだらかで、肥沃な農地に恵まれています。瀬戸内海側は、遠浅海岸で、日本海側は、入り組んだ地形で水産資源や観光資源に富んでいます。

■ 新市の位置



(2) 気候

新市は、一年を通じて温暖な気候に恵まれています。冬季には、日本海側と内陸部は日本海型の気候に左右され、風が強く比較的寒い気候にあります。

(3) 人口・世帯

新市は、平成12年の国勢調査では、人口が301,097人、世帯数は117,747世帯となっています。

近年、人口は減少傾向にありますが、世帯数は微増しています。

年齢階層別人口の割合は、平成12年に、0～14歳が13.4%（山口県平均14.0%）となる一方、65歳以上が22.3%（山口県平均22.2%）となり、少子高齢化問題が深刻化しています。

■ 表 人口・世帯数の推移

	1980 昭和55年	1985 昭和60年	1990 平成2年	1995 平成7年	2000 平成12年
総人口	325,478	324,585	315,643	310,717	301,097
世帯数	102,205	105,721	109,846	115,193	117,747
1世帯あたり人口	3.18	3.07	2.87	2.70	2.56

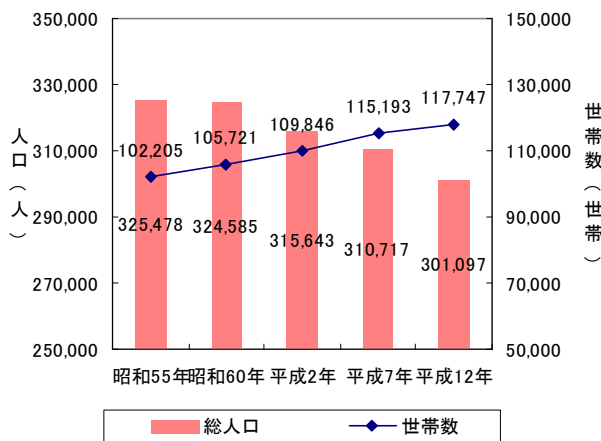
※国勢調査

■ 表 年齢階層別人口の推移

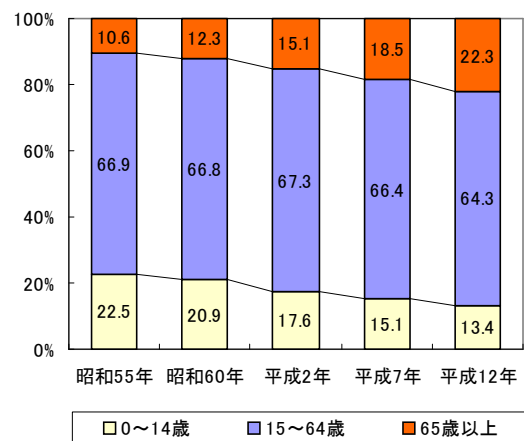
	1980 昭和55年	1985 昭和60年	1990 平成2年	1995 平成7年	2000 平成12年
総人口	325,478	324,585	315,643	310,717	301,097
0～14歳	73,396	67,742	55,433	46,960	40,440
(%)	22.5	20.9	17.6	15.1	13.4
15～64歳	217,572	216,987	212,066	206,099	193,482
(%)	66.9	66.8	67.3	66.4	64.3
65歳以上	34,398	39,856	47,577	57,389	67,137
(%)	10.6	12.3	15.1	18.5	22.3

※国勢調査、但し年齢不詳は含まない

■ 図 人口・世帯数の推移



■ 図 年齢階層別人口比率の推移



(4) 産業

新市の就業人口は、平成12年で143,370人であり、年々減少をつづけています。

産業大分類別人口の比率では、第1次産業が6.3%、第2次産業が28.0%、第3次産業が65.7%となっており、特に第1次産業の減少が著しくなっています。

農林業は、水稻を基幹として、露地野菜や施設野菜、花き、果樹など、多様な組合せによる生産が行われていますが、国産木材需要の減少や農林業従事者の高齢化、後継者不足等が深刻化する中、農用地や林地の荒廃を防ぐ必要があります。

漁業は、西日本有数の下関漁港などを有しているとともに、恵まれた沿岸漁場など漁業条件が揃っています。しかしながら、漁場環境の悪化、水産資源の減少、魚価の低迷、加えて漁業就業者の高齢化、後継者不足等により生産額は伸び悩んでいます。

工業は、下関市を中心に、造船、食料品、非鉄金属等により発展を遂げてきましたが、経済活動のグローバル化等の産業構造の変化にともない時代に即した転換期に直面しています。

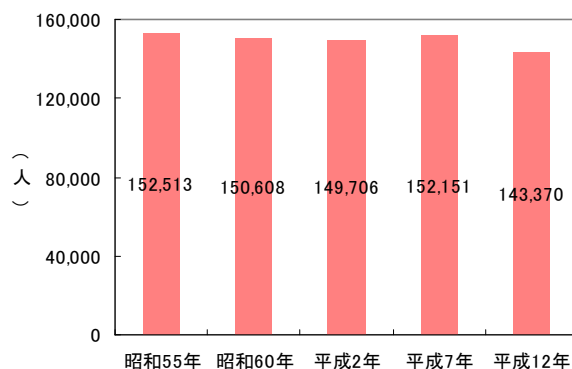
商業は、下関市に商業施設が集中しており、広域的な商業拠点として機能していますが、近年の厳しい経済状況を受けて停滞気味です。

■ 表 産業別就業人口の推移

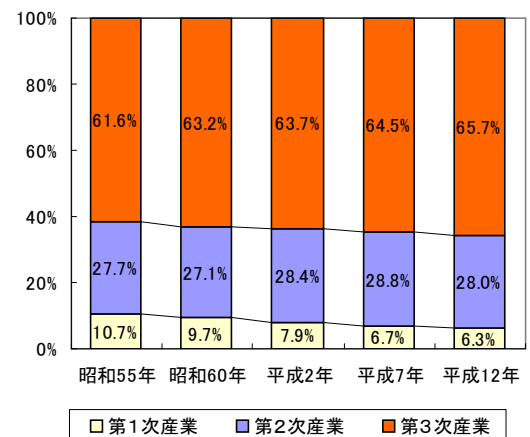
	1980 昭和55年	1985 昭和60年	1990 平成2年	1995 平成7年	2000 平成12年
総数	152,513	150,608	149,706	152,151	143,370
第1次産業	16,323	14,620	11,793	10,157	9,049
(%)	10.7	9.7	7.9	6.7	6.3
第2次産業	42,209	40,740	42,472	43,790	40,124
(%)	27.7	27.1	28.4	28.8	28.0
第3次産業	93,981	95,248	95,441	98,204	94,197
(%)	61.6	63.2	63.7	64.5	65.7

※国勢調査、分類不能は含まない

■ 図 就業人口の推移



■ 図 産業大分類別就業人口比率の推移



※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

2 新市の課題

(1) 自然環境の保全と活用

1市4町は、関門海峡や美しく長い山陰海岸など魅力的な景観と豊かな自然環境に恵まれた地域です。今後ともこれらの貴重で特色ある地域資源を積極的に保全していくとともに、観光振興や地域学習など、多方面での活用を図っていく必要があります。

(2) 都市基盤の整備

新市としての地域全体の発展を見据え、便利な暮らし、活発な経済・産業活動の基盤となる都市環境の整備を図っていくとともに、高度情報技術の進展に対応した情報基盤の整備を行っていく必要があります。

(3) 生活環境の整備

防災体制の強化や上下水道の整備等、生活基盤の充実・強化を図り、安心して快適に生活できる環境づくりを推進していく必要があります。また、地球環境の保全のため、廃棄物の適切な処理やリサイクルの推進により、循環型社会^{*}の形成に取り組む必要があります。

(4) 保健・医療と福祉の充実

今後、人口の減少とともに、少子高齢化の一層の進行が予想されています。こうした人口構造の変化に対応し、高齢者や障害者を含めすべての市民が安心して生活でき、子どもを生き生きと育てられる環境づくりをより一層進めていく必要があります。

(5) 教育・文化の振興

社会情勢が大きく変化する中で、市民が生涯学習を通じいつでも、どこでも自由に学び、文化活動やまちづくり活動を行うことができる環境を整備することが求められています。また、学校教育においても学校、家庭、地域社会が連携して教育環境を充実していく必要があります。

(6) 産業の振興

既存産業の維持・発展とともに、地域の特色を活かした新たな産業の創出により、産業の活性化を図り、地域の雇用の場を確保していく必要があります。また、北九州・東アジア等との連携・交流を促進し、活力ある地域経済としていく必要があります。

^{*}印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

(7) 連携・交流の促進

1市4町ではそれぞれの地域で特色ある歴史・文化を培ってきています。こうした地域の歴史・文化を引き続き継承していくとともに、広域的な連携と交流による積極的な活用を図っていき、豊かな市民生活と新たな交流観光の創造につなげていく必要があります。

(8) 開かれたまちづくりの推進

新市のまちづくりに対しては、市民や企業等の参画をより一層推進するとともに、市民と企業、行政の相互理解、パートナーシップを発展させることが必要です。そのためには、積極的に相互に情報の公開・提供を進める必要があります。

(9) 行財政運営の効率化

非常に厳しい財政状況のなか、複雑・多様化する市民ニーズに対応していくため、行財政基盤の強化を図っていく必要があります。また、新市のまちづくりに対しては、より市民ニーズに合致した行政サービスを提供していく必要があります。

第3章 新市まちづくりの基本方針

1 まちづくりの基本理念

まちづくりを担うのは人であり、人與人、人と自然、人と歴史のつながりを大切にしつつ、新たなまちを共に創りあげていくことを、新市のまちづくりの理念として、次に定めます。

自然と歴史と人が織りなす交流都市

～自然と人、人與人、ふれあいで輝く共創のまちづくりを目指して～

■ 「元気」

すべての人が健康で元気に暮らせるまちづくりを目指します。

■ 「つながり」

自然と人、人與人の新たなふれあいが原動力となるまちづくりを目指します。

■ 「共創」(キョウソウ：共に創りあう)

地域相互の緊張感をエネルギーに、交流力と内発力が高まる共創のまちづくりを目指します。

2 まちづくりの将来像

まちづくりの基本理念を踏まえ、目指すべき7つの将来像を設定します。

(1) 情報があふれ、活動しやすい便利なまち（都市基盤）

合併により行政区域が拡大するため、地域全体を見据えた快適で利便性の高い都市づくりが求められます。

このため、新市が有する既存の都市機能集積を活かしつつ、都市構造の再編成を行い、地域間の適切な機能分担と、それらの連携による一体的かつ計画的な都市づくりを推進します。

また、広域交通網の整備や公共交通機関の充実強化など、他地域から新市へのアクセス^{*}及び新市内の連絡等、総合的な視点に立った交通体系の整備及び交通需要の適切な管理による円滑な移動手段の確保を推進します。

さらに、行政区域の広がりに応じ、道路や公園等の適切な整備による計画的な市街地の形成を進めるほか、情報通信ネットワークの整備をはじめ、観光・コンベンション^{*}機能の充実・高度化を図ることにより、情報があふれ、活動しやすい便利なまちの実現を目指します。

(2) 人と自然にやさしく安全で安心して暮らせるまち（生活環境・自然環境）

本地域は、関門海峡や美しく長い山陰海岸、緑豊かな山林、ホタルの生息する河川等、特色ある自然環境・景観に恵まれており、これらの適切な保全と活用を図ります。

また、良好な住環境の形成に向けて、上下水道や地域・生活関連施設の整備、良質な住宅供給の促進等により、市民生活の快適性の確保を図ります。これらは、環境に配慮した生活や産業活動を行うことによって確保されるものであるため、ゴミ処理やリサイクル等、地域のコミュニティ^{*}を基本に資源を大切にする取り組みを進めます。

さらに、自然災害や火災、事故、犯罪などの予防対策と迅速・的確な対応に取り組むことにより、人と自然にやさしく安全で安心して暮らせるまちの実現を目指します。

(3) 将来に希望をもって意欲的に働ける自立したまち（産業振興）

本地域の産業は、個性ある歴史・文化と豊かな自然環境を背景に、農林水産業、造船業、商業、貿易等を軸として展開し、今日ではサービス業など第三次産業のウエイトを高めながら発展してきました。

今後は、農林水産業については、生産振興だけでなく、地域の歴史や文化に彩られた観光資源、また生涯学習の場としての活用や合併を契機とした都市との交流により振興を図ります。

また、これまで蓄積されてきた高度な技術・知識の活用、異業種交流、産学官連携などを促進し、ベンチャー企業^{*}などの育成による新たな産業の創出と既存産業の再生に

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

よる地域づくりを進めます。

さらに、地域住民が主体となるコミュニティビジネス*を促進し、地域問題へのきめ細かい対応や雇用の創出等を図り、将来に希望をもって意欲的に働ける自立したまちの実現を目指します。

(4) 観光や交流から生まれる多彩で魅力あるまち（観光振興）

製造業等の停滞や公共事業の縮小が予想される中、地域の新たな活気を生み出すためには、観光等による交流人口を増加させることが必要です。

まず、住みよい魅力ある新市づくりを進めるために拠点施設の整備に努め、地域の自主的な交流活動を促進するとともに、地域ごとの施設どうしがネットワークにより連携し、新市が一体となったまちづくりに取り組みます。

そして、本地域は、海、山、温泉、史跡、フク等の豊かな観光資源を有しており、これら地域固有の自然や文化等を活用し、まちづくりや農林水産業との連携によるグリーン・ブルーツーリズム、エコツーリズム*等の体験型観光等の創出を促進します。

また、地域内の観光交流はもとより、北九州市や県内他地域等との連携、さらには広く国際的な観光客の誘致にも努めます。

さらに、集客産業の関係者だけではなく、市民一人ひとりが、温かいもてなしによって訪問者を迎え入れること等、地域のホスピタリティ*の醸成に努め、観光や交流から生まれる多彩で魅力あるまちの実現を目指します。

(5) 誰もが健康で、ふれあいを大切にした温かみのあるまち（保健・医療・福祉）

少子高齢化が進むなか、日常生活を営むうえで世代や性別を超えた人と人とのつながりが社会、地域を支える大きな力となります。

子どもを安心して生み、育てることができ、障害者や高齢者を含めすべての市民が健康で地域社会で安心して生きがいのある生活が送れるように施設と環境の整備を進めるとともに自立の支援を促進します。

また、自立と相互扶助社会の実現に向けて、行政、地域組織、社会福祉団体及び個人がともに連携を深め、地域福祉活動の促進を支援します。

そして、地域医療のシステム化を進め、地域間での格差のない医療体制、救急医療の整備に努めます。

高齢者をはじめ多くの市民が安心して保健・医療、福祉を受けるために、国民健康保険や介護保険等の安定的な運営の維持に努めます。

(6) 地域の特色を活かしたまなびのまち（教育、文化）

市民の生きがいの向上と、地域の歴史や文化に対する理解の醸成、合併による新たな地域間交流の促進等に向けて、生涯学習活動に係る拠点施設の整備とその情報ネットワーク*化、及び市民活動の支援を図ります。

学校教育については、家庭や地域との連携を一層深め、総合的な学習の視点に立った、

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

地域への愛情と生きる力を育む教育を推進することにより、地域に開かれた学校づくりに努めます。

また、心身ともにバランスのとれた個性的でたくましい子どもを育てていくため、家庭と学校と地域が一体となった青少年の教育・文化・スポーツ活動を推進します。

さらに、本地域が今まで育ててきた東アジアをはじめとする国際交流を一層推進し、学校教育、社会教育等を通じた国際性豊かな人材の育成、及び国際レベルのスポーツ・文化活動等による国際交流事業を促進します。

これらの環境整備を推進し、地域が培ってきた歴史・文化を活用し、地域の特色を活かしたまなびのまちの実現を目指します。

(7) 市民も企業も行政もみんなで担える元気なまち（協働のまちづくり）

地域が自らの判断で個性的なまちづくりを進めるため、まちづくりへの市民の参画意識の高揚を図りながら、市民参画とボランティア活動などの市民活動を促進するとともに、行政情報の公開を推進し、市民、企業、行政が協働して取り組むパートナーシップのまちづくりを進めます。

また、住みよい魅力ある地域づくりを進めるために、まちづくりに関わる情報・交流機能の強化に努め、地域の自主的なコミュニティ[※]活動を促進するとともに、情報ネットワーク[※]等により地域間の連携を促進し、一体的なまちづくりに取り組みます。

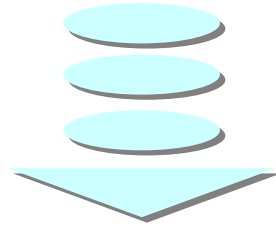
一方、将来的に大きな歳入の増加が見込めない中で、多様化する種々の行政需要にきめ細かく対応していくため、行政事務の効率化・簡素化、情報技術の活用等により一層の効率的な行財政運営を行います。

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

■図 新市の課題と基本理念、将来像の関係

まちづくりの基本理念

自然と歴史と人が織りなす交流都市
～自然と人、人と人、ふれあいで輝く
共創のまちづくりを目指して～



新市の課題

自然環境の保全と活用

都市基盤の整備

生活環境の整備

保健・医療と福祉の充実

教育・文化の振興

産業の振興

連携・交流の促進

開かれたまちづくりの推進

行財政運営の効率化

まちづくりの将来像

情報があふれ、
活動しやすい便利なまち

人と自然にやさしく
安全で安心して暮らせるまち

将来に希望をもって
意欲的に働ける自立したまち

観光や交流から生まれる
多彩で魅力あるまち

誰もが健康で、ふれあいを
大切にした温かみのあるまち

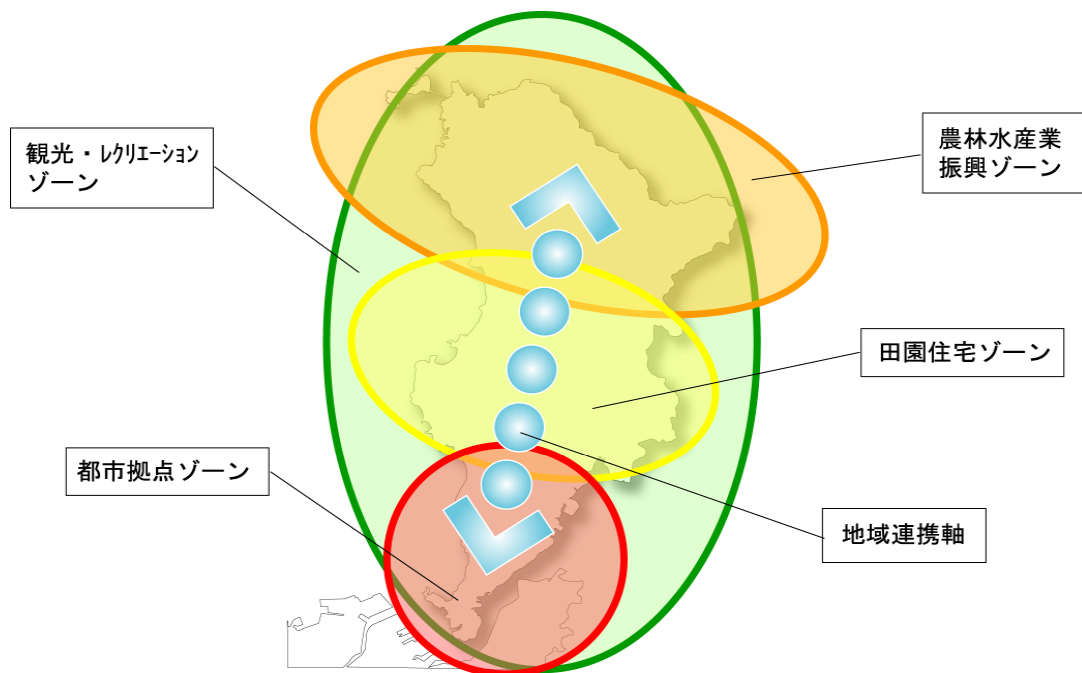
地域の特色を活かした
まなびのまち

市民も企業も行政も
みんなで担える元気なまち

3 地域別まちづくりの方向

地域の特性や既存施設の立地状況などを踏まえ、軸、及びゾーン等を設定し、新市における地域別整備の方向性を示します。

■図 地域別整備方針図



(1) ゾーンの形成

- **都市拠点ゾーン**
新市の経済産業の中心として、より高度な都市的サービスを担う地域として発展を目指します。
- **田園住宅ゾーン**
自然と調和のとれた良好な田園住宅地域として発展を目指します。
- **観光・レクリエーションゾーン**
学術文化や地場産業と既存の温泉や観光資源が有機的に連携した観光レクリエーションゾーンとして発展を目指します。
- **農林水産業振興ゾーン**
農林水産業の振興を図る地域として発展を目指します。

(2) 軸の形成

- **地域連携軸**
新市内の連携機能を担う道路、鉄道等の交通網や情報ネットワーク※を地域連携軸として位置付け、その機能維持・強化を図ります。

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

4 主要指標の見通し

(1) 人口

新市の人口は、平成 12 年に 301,097 人ですが近年は減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予想されます。

しかしながら、合併を機会に若年層の定着を促す施策等を推進し、人口の定着化を図り、現状（平成 12 年）の人口規模を維持するものと想定し、おおむね 10 年後である平成 27 年の目標人口を 300,000 人とします。

(2) 世帯数

世帯数については、その数自体は増加するものの、一世帯当たりの人員数が減少する核家族化が引き続き進行することが予想されます。

一世帯当たりの人員は、過去の推移から平成 27 年には 2.22 人/世帯と予想されるため、平成 27 年の世帯数を約 13 万 5 千世帯と想定します。

(3) 就業人口

新市の就業人口については人口の推移と同様に減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが予想されます。

しかしながら、合併を機会に産業振興や就業機会の確保に努め、現状（平成 12 年）の就業率（総人口に対する就業人口の割合：47.6%）を維持するものとし、平成 27 年の就業人口の目標を約 14 万 3 千人と想定します。

(4) 交流人口（観光客数）

交流人口（観光客数）は、増減を繰り返してきましたが、近年は順調な増加傾向にあります。

合併を機会に、より一層の広域観光交流の促進を図り、過去において最高の観光客数を示した平成 3 年の 5,508 千人を超える交流人口を確保することを目標として、平成 27 年の交流人口を約 5,600 千人と想定します。

■表 主要指標の見通し

	1990	1995	2000	2015(目標)
	平成2年	平成7年	平成12年	平成27年
総人口(人)	315,643	310,717	301,097	300,000
世帯数(世帯)	109,846	115,193	117,747	135,135
1世帯当たり人員(人)	2.87	2.70	2.56	2.22
就業人口(人)	149,706	152,151	143,370	142,800
就業率(%)	47.4	49	47.6	47.6
交流人口(観光客数:千人)	5,243	4,888	4,336	5,600

資料：国勢調査、観光客数は山口県統計年鑑

参考) 観光客数の推移

単位：千人

1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
5,243	5,508	5,476	4,949	5,130	4,888	5,372	4,970	4,534	4,336	4,462	5,285	5,345

資料：山口県統計年鑑

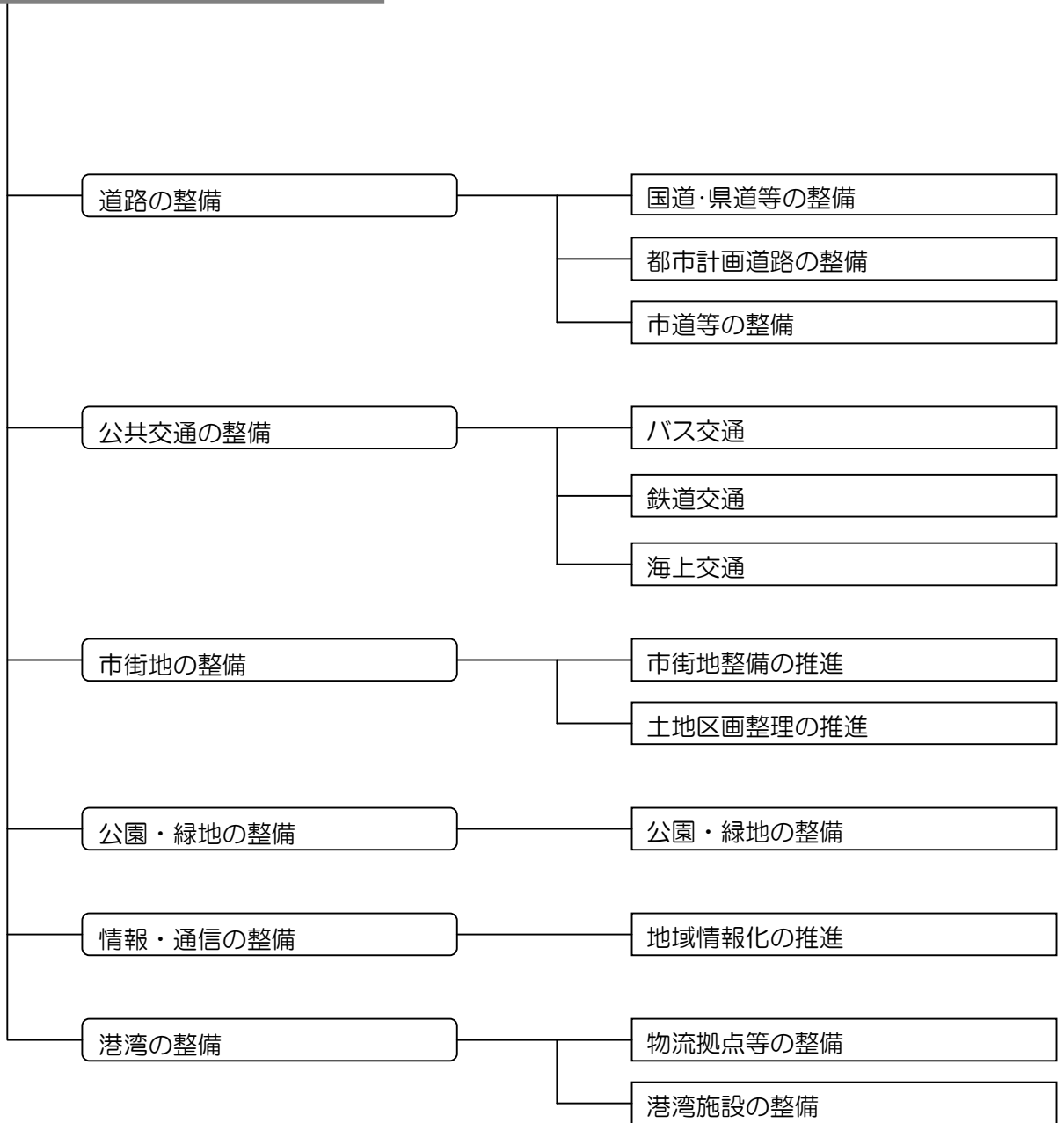
第4章 新市の施策

前章で示した「新市のまちづくりの基本方針」に基づき、新市で行う施策体系を次の様に定めます。

■ 施策体系



情報があふれ、
活動しやすい便利なまち
(都市基盤)



1 情報があふれ、活動しやすい便利なまち

(1) 道路の整備

新市における新たな交流を促進し、市民生活や産業・経済を支える交通機能等の向上を図るため、骨格となる幹線道路網の整備を推進します。

また、幹線道路とのネットワークや慢性的な市街地区の交通渋滞の緩和、地域環境の改善などの事業効果や整備優先度、さらに、各地域における通学や買物等の事情を考慮しながら生活道路の整備を推進します。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
国道・県道等の整備	広域交通連絡網としての整備 ・高規格道路等の整備要望 関門海峡道路 下関西道路 ほか ・国道の整備 国道2号 小月バイパス 国道9号 国道191号 下関北バイパス 国道435号 殿敷～八道間バイパス 国道491号 小月インター接続道路 ほか 地域連携促進のための道路整備 ・県道の整備 県道下関川棚線 県道下関長門線 県道美祢菊川線 県道豊浦豊田線 県道永田郷室津川棚線 県道粟野二見線 ほか ・広域農道、農免農道等の整備	県・新市 国・県 県 県・新市
都市計画道路の整備	都市機能の効率化 ・都市計画道路の整備	新市
市道等の整備	生活道路の整備 ・市道の整備・改良・維持 ・私道の整備に対する助成	新市 新市

(2) 公共交通の整備

鉄道、バス等の公共交通網の充実を関係機関に要請するとともに、主要駅の駅前整備など交通環境の充実に努め、市民の利便性の向上を図ります。

バス交通等については、通勤・通学の足としてだけでなく、買物や通院など日常生活に不可欠な交通機関であり、安定した市民生活を維持するため、各地域の状況に応じ、円滑な移動手段の確保・充実に努めます。

また、六連島、蓋井島の日常生活を支える重要な基盤として、離島航路の安定運行に努めます。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
バス交通	生活バス交通対策 ・生活交通路線の維持	民間・新市
鉄道交通	鉄道利用者利便性の向上 ・鉄道対策事業の推進	民間・新市
海上交通	離島航路の安定運行 ・六連島航路 ・蓋井島航路	新市 新市

(3) 市街地の整備

新市の都市的サービスを提供する中心市街地については、都市型産業の集積を図り高次都市機能を強化します。また、地域住民の日常生活を支える商店街等の生活利便施設と福祉・情報・行政サービス等の機能の集積する生活拠点については、商店街の再整備や交通・情報基盤の強化等に努めます。

中心市街地及び生活拠点の周辺の市街地については、必要に応じて土地区画整理事業等の市街地開発事業の活用等により快適な住宅地の形成を図ります。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
市街地整備の推進	計画的な都市の整備 ・都市計画マスタープラン、市街地整備計画の策定等 ・市街地再開発事業の推進 ・中心市街地活性化総合支援事業の推進 ・自転車利用環境の整備 自転車駐車場の整備 ・地籍調査の推進	新市 新市 新市 新市 新市
土地区画整理の推進	特色のある地域整備 ・土地区画整理事業の推進	新市

(4) 公園・緑地の整備

地域の特性に応じた特色ある公園・緑地の整備を計画的に推進します。

誰もが使いやすい公園・緑地となるよう、既存施設の整備・改善に努めます。

また、イベントなどを通じて、緑に対する市民意識の啓発を図るとともに、公園の整備や維持管理を市民と連携して行い、市民に身近な公園づくりを目指します。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
公園・緑地の整備	公園の整備及び改良 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立（定）・県立公園の保全 瀬戸内海国立公園 北長門海岸国定公園 豊田県立自然公園 ・ 都市公園等の整備 緑化意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動の推進 ボランティア活動の促進、緑化祭の開催 	国・県・新市 新市 民間・新市

(5) 情報・通信の整備

進展する情報技術に対応した情報網・システム等の情報基盤の充実を図ります。地域間格差の是正につながるよう消費生活、安全、環境、教育、福祉など各種生活関連の情報の提供、発信に資する情報ネットワーク*の構築を図ります。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
地域情報化の推進	情報通信基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域イントラネット*の構築 光ファイバー*網等による情報ネットワーク*化 ・ CATV*等情報通信・提供システムの構築 ・ 電子自治体*の推進 ワンストップサービス*の実現 公共情報端末等の整備 	民間・新市 民間・新市 新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

(6) 港湾の整備

新市の産業を支える港湾については、東アジアとの総合的な交流拠点の整備や地域産業のグローバル※な活動を支える大型岸壁等の国際物流拠点等の整備を進めます。

また、国際・国内の人流・物流を支える港湾施設の維持・改良や市民に親しめるウォーターフロント※の整備を推進します。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
物流拠点等の整備	国際物流拠点の整備 ・東アジアとの交流拠点の整備 新港地区沖合人工島 ・大型岸壁の整備 長府地区 ・モーダルシフト※の推進 幡生地区	国・新市 新市 民間・新市
港湾施設の整備	多様な活動を支える港湾整備 ・港湾施設の維持・改良 本港地区 地方港湾 ・市民に親しまれる港づくり あるかぼーと地区 ほか	国・県・新市 民間・新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

人と自然にやさしく
安全で安心して暮らせるまち
(自然環境・生活環境)



※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

2 人と自然にやさしく安全で安心して暮らせるまち

(1) 自然環境の保全

新市が有する自然公園、緑地環境保全地域等をはじめとする豊かな自然環境を保全管理するとともに、周辺に生息する野生動植物の保護と共生を図ります。

また、地球規模での環境・エネルギー問題に配慮した施策を展開し、エネルギーの有効活用等を推進します。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
環境汚染の防止	環境及び汚染発生源の監視 ・監視体制の強化	新市
環境保全の意識向上	普及啓発活動の推進 ・環境保全情報の提供 ・環境教育の充実	新市 新市
クリーンエネルギー※	新エネルギー対策 ・住宅用太陽光発電システム設置資金の助成 ・風力発電等自然エネルギーの導入 ・森林バイオマス※等活用施設整備 省エネルギー対策 ・省燃費公用車導入の推進	新市 民間・新市 新市 新市

(2) 河川・海岸環境の整備

日本海沿いの美しい自然海岸、特色ある景観を創出する関門海峡、木屋川、粟野川等の河川・海岸環境については、自然環境に配慮した適切な整備を進め、人と自然がふれあえる空間を形成します。

また、自然災害の防止を目的に、河川改修や急傾斜地の崩壊対策を推進するとともに、災害時対策を強化します。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
河川環境の整備	二級河川の整備 ・河川改修 準用河川・普通河川等の整備 ・河川・水路の改修 土砂災害対策 ・砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策、小規模急傾斜地崩壊対策	県 新市 県・新市
海岸環境の整備	海岸保全施設等の整備 ・海岸環境整備 松谷海岸、下関漁港海岸 ほか ・海岸侵食対策 松谷海岸 ほか	県・新市 県

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

(3) 森林の維持と活用

森林の有する多面的機能の向上を図るため、自然災害を未然に防止する治山事業を推進し、水土保持林等の適切な維持管理を行うとともに、次世代に繋げる森林資源の健全な育成を図ります。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
森林の活用	森林の保全・利用 ・里山の再生 ボランティア活動の推進等による里山活動のための人材育成等	民間・新市
	・治山、林道、作業道の整備 ・公有林、分収林等の整備	県・新市 新市

(4) 上水道の整備

安全で、よりおいしい水を安定的に供給するため、水質管理の強化、老朽施設の更新整備や浄水施設機能の高度化を図るとともに、事故・災害に強い水道施設の構築を目指し、新時代に向けたライフライン[※]としての役割を果たす水道の整備推進に努めます。

また、市民が等しく快適な生活環境を享受できるよう、未普及地域の解消に努めます。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
上水道等の整備	上水道施設の整備	新市
	簡易水道施設の整備	新市
	水道未普及地域の解消	新市
	水道事業経営の安定化と市民負担の軽減	新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

(5) 下水道の整備

海域や河川・湖沼等の公共用水域の水質保全を図るため、下水道の積極的な整備推進を図ります。

また、公共下水道の他、各地域の特性を考慮した適切な下水道等の整備を進め、生活環境の向上を図ります。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
下水道等の整備	下水道等の整備 ・新たな下水道事業計画の策定 ・下水道施設の計画的な整備による普及地域の拡大 公共下水道の整備 特定環境保全公共下水道の整備 農業・漁業集落排水施設の整備 ・合併処理浄化槽の整備促進 ・水洗便所改造等資金貸付制度の充実	新市 新市 新市 新市

(6) 住環境の整備

安全で快適な住環境の形成を図るため、官民協働のまちづくりの観点から、公共整備事業の一体的な取り組みと、地域特性を活かした修景整備を促進します。なお、民間住宅については、まちづくり協定や建築協定等の活用を促進し、魅力ある街なみの形成に努めます。

公営住宅については、地区ごとの需要に対応した住宅の確保等に努めます。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
住宅の整備	公営住宅の整備 特定公共賃貸住宅の整備	県・新市 新市
都市景観の形成	良好な都市景観形成の推進 ・修景整備の促進 ・公共サイン※の整備	民間・新市 新市
安全な住環境の整備	危険地対策 ・急傾斜地崩壊防止対策の推進【再掲】	県・新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

(7) 衛生環境の整備

適切なゴミ処理やし尿処理、産業廃棄物処理を通じ衛生環境の整備を推進します。

ゴミ処理については、増加しつづけるゴミやゴミ処理に伴う環境負荷の総合的な削減に向け、ゴミの排出抑制・減量化、リサイクルの推進に努めます。

し尿処理については、適切な処理施設の確保や収集体制の整備に努めます。

産業廃棄物については、最終処分場の残余年数等を踏まえ、適切な処理施設等の確保を図るとともに、発生抑制・減量化・再生利用の促進に努めます。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
環境マネジメントシステム [※] 維持管理	環境マネジメントシステム [※] の拡充 ・環境マネジメントシステム [※] 未構築地域への認証取得範囲の拡充	新市
処理環境の充実	ごみ処理体制の整備充実 ・広域的、効率的なごみ収集、処理体制の充実 資源ごみの収集、再資源化の推進 ごみステーションの設置、管理体制の充実 ごみ減量化に向けた普及啓発及び支援の充実	新市
	・ごみ処理施設の整備	新市
	し尿及び浄化槽汚泥処理施設の整備	新市
	・海洋投入処分の禁止に対応した施設整備の充実 し尿・浄化槽汚泥処理施設、付帯施設	新市
	・合併処理浄化槽の整備促進【再掲】 産業廃棄物処理の適正化の促進 ・適正処理の普及啓発及び監視・指導の充実	新市
公衆衛生の充実	食品衛生対策の充実強化 ・食品衛生・生活衛生関係営業施設の監視指導体制の充実強化	新市

(8) 地域・生活関連施設の整備

自治会や青年団体、NPO[※]及び各種ボランティア団体等の活動の活発化に応じて、地域活動の拠点となる公民館、自治会集会所等の整備を図ります。

人と動物のふれあいを中心とした動物の管理・愛護施設については、管理のあり方を検討しながら整備に努めます。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
交流施設等の整備	地域コミュニティ [※] 活動の場の確保支援 ・公民館等の整備	新市
	・動物の管理・愛護のための施設整備	新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

(9) 生活安全の推進

防犯については、市民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現に向けて、関係機関と連携しながら、市民の防犯意識の高揚を図るなど、地域防犯活動の強化に努めます。

消防については、常備消防の消防力の強化とともに、市民一人ひとりの防火意識の高揚と、消防団等の非常備消防との連携を図り、緊急時に適切に対応できる体制づくりに努めます。また、救急業務の高度化を図り、救命率の向上に努めます。

防災については、地域防災計画の策定を踏まえ防災施設の整備を進めるとともに、防災知識の普及啓発と自主防災組織の組織化に努め、関係機関との連携協力体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。

交通安全については、交通秩序の確立、交通事故の防止や交通渋滞の緩和を図るため、違法駐車追放等の交通マナー向上を図るとともに、自転車駐車場や交通安全施設の整備を推進します。また、市街地を中心に交通弱者に対する歩行者優先機能の確保を図り、公共交通機関、駅施設等及び道路空間のバリアフリー※化を推進します。

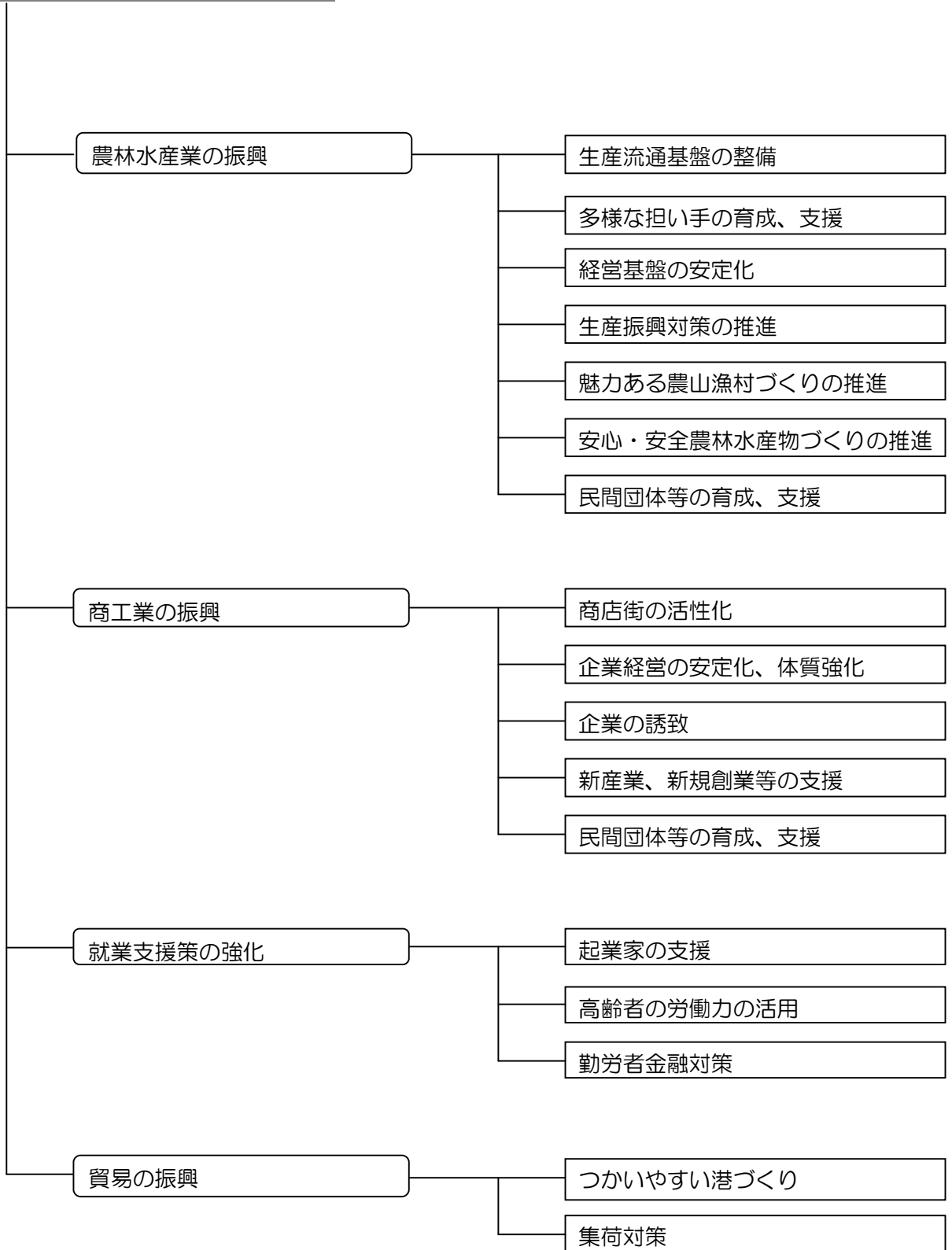
消費生活については、安全で安心できる消費生活の実現に向けて、消費にかかわる各種情報を提供するとともに、苦情等に対する相談の充実に努めます。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
防犯対策	防犯対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・防犯意識の普及啓発 ・少年の非行防止活動の推進 ・暴力追放運動の推進 ・防犯灯、街路灯等の整備 	民間・県・新市 民間・県・新市 民間・新市 民間・新市
消防・防災機能の強化	消防・防災体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の策定 ・自主防災組織の育成・強化 ・消防団の充実強化 ・消防関係施設・設備の整備 ・救急業務の高度化 ・救命士の養成及び応急手当の普及啓発 市民への情報伝達等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ FM※等の活用 	新市 新市 新市 新市 新市 新市 民間・新市
交通安全対策	交通安全対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設の整備 ・交通安全指導、教育の充実 ・自転車駐車場の整備【再掲】 	新市 新市 新市
海岸保全対策	高潮の防災対策 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸防災施設整備計画の策定 ・防護施設の整備 ・海岸(高潮)改良事業の実施 	新市 県・新市 新市
消費者保護対策	消費者相談事業の充実	新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

将来に希望をもって
意欲的に働ける自立したまち
(産業振興)



3 将来に希望をもって意欲的に働ける自立したまち

(1) 農林水産業の振興

農林業については、農用地の整備や森林の適切な管理等を通じた生産基盤の充実を図るとともに、農林業の持続的発展に向けた多様な担い手の育成、及び消費者ニーズに対応した高付加価値型の農林産物の育成と地産地消の取り組みを進めます。また、社会における食に対する安全性への希求の高まりやグリーンツーリズム*の普及等に応じて、農山村地域の持つ公益的機能を維持し、快適な農山村環境の保全と活性化を図ります。

水産業については、生産基盤の整備として、国際漁場対策を推進するとともに、海域の特性に応じた沿岸漁場の開発、漁港の機能強化を推進します。また、栽培漁業の拡充をはじめ、漁業就労環境の改善、水産物のブランド化、ブルーツーリズム*の普及等に努めます。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
生産流通基盤の整備	農業生産基盤の整備 ・ほ場整備 ・かんがい排水施設の整備 ・広域農道、農免農道等の整備【再掲】 ・ため池等整備 ・国営農地再編整備事業 ・土地改良事業の受益者負担の軽減 ・生産流通基幹施設の再編、整備 ・園芸産地の整備 ・畜産基盤の整備 林業生産基盤の整備 ・公有林、分収林等の整備【再掲】 ・治山、林道、作業道の整備【再掲】 漁業生産基盤の整備 ・栽培漁業推進事業 ・漁港漁場等の整備	県・新市 県・新市 県・新市 県・新市 国・県・新市 県・新市 民間・新市 新市 県・新市 新市 県・新市
多様な担い手の育成、支援	新規就業者に対する支援 認定農業者の育成、支援 総合的な農業後継者、担い手対策の推進	新市 新市 新市
経営基盤の安定化	近代化資金等制度融資の充実 ・農業経営安定対策の推進 ・漁業経営安定化支援 ・遠洋漁業、水産加工業等支援 森林資源の経済的な活用 ・新たな活用施策の実施 森林バイオマス*等活用施設整備【再掲】	新市 新市 新市 新市
生産振興対策の推進	適切な生産調整に基づく生産振興対策の推進 経営構造対策の推進 有害鳥獣被害防止対策の推進 地元産材の需要拡大対策の推進 水産物ブランド化の推進	新市 新市 県・新市 新市 新市
魅力ある農山漁村づくりの推進	都市、農村交流の推進 交流型、体験型農林水産業の推進 ・里山の再生【再掲】 集落環境の保全 ・集落防災安全施設の整備	新市 新市 新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・農業・漁業集落排水施設の整備【再掲】 ・農業・漁業集落道等の整備 ・農地環境の整備 	新市 新市 新市
安心・安全農林水産物づくりの推進	循環型農業の推進 地産・地消型産地の育成	新市 新市
民間団体等の育成、支援	民間活動に対する支援	新市

(2) 商工業の振興

工業については、既存企業の活性化に向け、各種融資制度の活用促進と情報交換や異業種間交流等による各種企業の連携及び人材育成活動の支援を図ります。また、企業誘致にあたっては、工業団地等の有効活用を促進し、雇用の場を創設するため、地域経済への多面的な波及効果が期待できる企業を中心に誘致活動に努めます。

商業については、既存商店街の活性化に向け、観光や地場産業等と連携し、まちづくりの視点にたった適切な共同施設や基盤整備を図るとともに、商店街振興の主体となる団体づくりへの支援、起業支援等の商店街等が取り組む各種ソフト事業の支援に努めます。また、流通関連業については、流通の高速化や高度情報化に向けた適切な基盤整備を促進します。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
商店街の活性化	魅力ある商店街づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・商店街の近代化と環境整備の促進 ・地域コミュニティ[※]の核としての活性化 ・空き店舗対策の推進 	新市 民間・新市 新市
企業経営の安定化、体質強化	中小企業等制度融資の充実 人材の育成	新市 新市
企業の誘致	誘致活動等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地優遇制度の充実 ・企業団地への誘致活動の強化 	新市 新市
新産業、新規創業等の支援	新市ブランドの確立 <ul style="list-style-type: none"> ・地場産品ブランド化の推進 新産業等に係る創業支援	新市 新市
民間団体等の育成、支援	商工会議所、商工会の広域化等に対する支援 民間活動に対する支援	新市 新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

(3) 就業支援策の強化

少子高齢化への対応、及び若者の定住や女性の社会参画を図るため、就業支援として、職業能力開発体制の拡充や求人・求職情報の提供、高齢者・障害者等の就労機会の確保、女性の雇用機会の確保等を推進します。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
起業家の支援	新産業等に係る創業支援【再掲】	新市
高齢者の労働力の活用	シルバー人材センターの事業に対する支援	新市
勤労者金融対策	中小企業勤労者小口資金の融資 離職者緊急資金の融資	県・新市 県・新市

(4) 貿易の振興

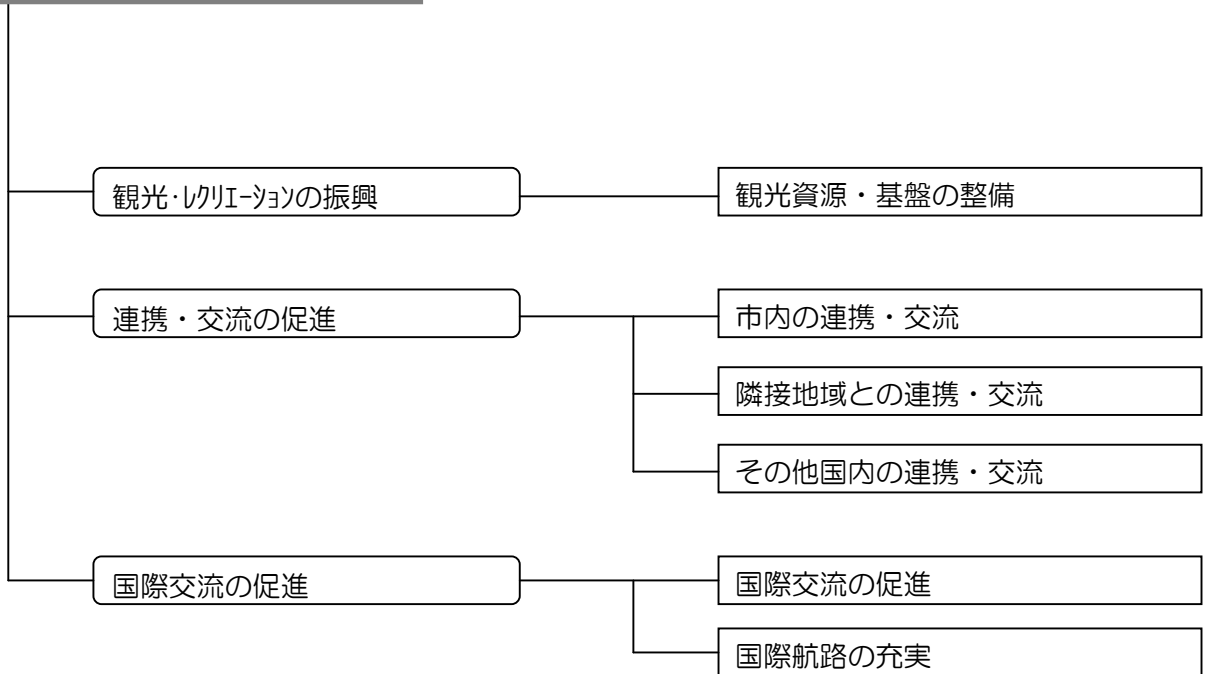
下関港は韓国、中国など東アジアとの近接性を背景として、国際海上物流の本州におけるゲートポートとして重要な役割を果たしています。よって、下関港の利用を促進し貿易振興を図るために、構造改革特区制度*の活用や港湾EDI*の普及促進等により「つかいやすい港づくり」を推進するとともに、国内・海外における航路誘致・集荷対策活動に積極的に努めます。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
つかいやすい港づくり	規制緩和の推進 ・構造改革特区制度の活用 諸手続きの簡素化・情報化の推進 ・港湾EDI*の普及促進等	新市 民間・新市
集荷対策	航路誘致集荷対策 ・国内・海外ポートセミナー*、ポートセールス*	民間・新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

観光や交流から生まれる
多彩で魅力あるまち
(観光振興)



4 観光や交流から生まれる多彩で魅力あるまち

(1) 観光・レクリエーションの振興

既存観光施設の再整備や新たな観光資源の開発を推進し、観光拠点の形成とこれらのネットワーク化による広域観光ルートの形成を図ります。

また、観光拠点やルートについては、まちづくりや地場の農林水産業等と連携した整備を行うとともに、観光ボランティアの拡充等、新市一体となったホスピタリティ[※]の醸成を図ります。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
観光資源・基盤の整備	広域的な観光資源、拠点等の整備 ・交流体験、滞在型施設の整備 ・レクリエーション施設の整備 広域観光ルートの形成等 ・観光協会等と連携した宣伝活動の強化 ・広域観光キャンペーンの実施 ・滞在型観光ルートの形成 ・グリーン・ブルーツーリズム [※] の推進 多彩で魅力ある観光地づくり ・各種観光イベントの推進 ・国際観光の振興 ・コンベンション機能の充実 ・観光ボランティアの拡充等ホスピタリティ [※] の醸成	新市 新市 民間・新市 民間・新市 民間・新市 民間・新市 民間・新市 民間・新市 民間・新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

(2) 連携・交流の促進

新市においては、市域内をはじめとして近隣市町村やより広範囲な国内の様々な地域との連携・交流により、各地域の特性を活かした一体的かつ均衡ある発展が図れるよう、交通・情報網の整備や交流イベントの開催等を推進します。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
市内の連携・交流	都市、農村交流の推進【再掲】	新市
	交流型、体験型農林水産業の推進【再掲】	新市
	・里山の再生【再掲】	新市
	市民参加・交流機会の拡大	新市
	・全市民参加型イベント・祭典の開催及び各地域イベントの連携推進	新市
隣接地域との連携・交流	・公共的団体の組織再編、連携による交流機会の拡大	新市
	・各教育機関の交流機会の拡大	新市
	情報ネットワーク*の整備	民間・新市
	・光ファイバー*網等による情報ネットワーク*化【再掲】	民間・新市
	交通網の整備充実	新市
その他国内の連携・交流	・各地域間を結ぶ道路の整備及び公共交通機関の充実【再掲】	新市
	各種事業の推進	新市
	・関門をはじめとした広域観光振興	新市
	・共同イベントの開催	新市
	・市民サービスの共同化の推進	新市
その他国内の連携・交流	交通網の整備充実	新市
	・広域道路の整備及び公共交通機関の充実【再掲】	新市
	イベント開催	新市
	・観光交流イベント【再掲】	新市
	交流事業	新市
その他国内の連携・交流	・スポーツ、文化交流の推進	新市
	・子ども交流事業をはじめ児童、生徒の交流を推進	新市
		新市

(3) 国際交流の促進

姉妹・友好都市交流をはじめ、国際交流の一層の充実に努めます。

また、国際レベルの会議、スポーツ・文化イベント等の開催を推進するとともに、民間団体による各種活動の支援及び相互の技術協力、人材派遣等の促進を図ります。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
国際交流の促進	姉妹・友好都市等との（民間交流を含めた）国際交流	新市
	国際人としての人材育成等	新市
	・青少年等の海外派遣	新市
	・ボランティア通訳の育成	新市
	・ホームステイ事業の推進	新市
国際航路の充実	・国際会議等の開催、誘致	新市
	航路誘致対策	新市
	・海外ポートセミナー*、ポートセールス*及び客船誘致【再掲】	新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

誰もが健康で、ふれあいを大切に
した温かみのあるまち
(保健・医療・福祉)



5 誰もが健康で、ふれあいを大切にしたい温かみのあるまち

(1) 保健・医療の充実

保健については、健康の増進による生活習慣病の予防を積極的に図る観点から、下関市における「いきいき健康下関21」や豊浦郡4町における「とようらぐ〜んと健康21」などの取り組みを踏まえ、健康診査や健康教育・相談、訪問指導のほか、住民主体による健康づくり活動の積極的な支援を行い、市民の健康寿命の延伸・生活の質の向上（生涯現役の人生）の実現に努めます。

医療については、救急医療と併せて新市内の医療機関の総合ネットワークの構築を図るとともに、農山漁村を中心にへき地総合医療体制の整備及び専門医等の誘致を行います。また、高度、特殊な診療や治療、新たな医療ニーズへの対応、医療水準の向上や地域医療の支援を行うため、医療施設の機能維持・強化に努めます。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
健康づくりの促進	総合的な保健活動拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・各地域保健センターの機能強化 ・広域的な推進体制の整備 ・保健センター等拠点施設の整備 地域保健、健康づくり対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな健康づくり推進計画の策定及び事業の推進 ・保健所機能の強化 ・感染症、結核予防事業の推進 ・成人、婦人、乳幼児等市民健康診査の充実 ・歯科保健、精神保健事業の充実 ・健康教育、指導の充実 ・健康増進施設の整備 ・地域間連携による広域的健康づくりと健康なまちづくりの推進 	新市 新市 新市 新市 新市 新市 新市 新市 新市 新市
地域医療体制の充実	救急医療体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・救急センター等の整備 ・休日等、夜間急病対策業務の推進 高度医療機器の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な医療機器の更新による医療機能の維持 病院、診療所の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所の健全な運営と医療サービスの充実 ・へき地等における医療体制の充実 ・病院、診療所の整備 	新市 新市 新市 新市 新市 新市

(2) 国民健康保険事業の充実

国保財政の健全化に努め、保健・福祉との連携を強化し、被保険者の健康の保持と増進を目的とした、事業の拡大・充実を図ります。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
国民健康保険の適正な運営	国民健康保険制度の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・保健サービスの充実 ・適正かつ安定した制度の運営 	新市 新市

(3) 地域福祉の充実

行政、地域組織、社会福祉団体、企業、個人がともに連携を深め、地域福祉活動を積極的に展開していくため、活動支援体制の整備等を促進します。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
地域福祉の推進	地域福祉活動の推進 ・新たな地域福祉計画の策定 ・社会福祉推進体制の整備 ・社会福祉協議会の体制強化と支援の充実 ・ボランティア等民間活動団体に対する支援 ・福祉教育の充実 ・各種相談事業の充実	新市 新市 新市 新市 新市 新市

(4) 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域や家庭で生きがいをもって安心して生活できるよう、生活支援サービスの充実を図るとともに、生涯現役社会づくりに向け高齢者の社会参加を促進するため、高齢者の知識・技能を活かした地域づくり活動、ボランティア活動を支援します。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
高齢者福祉サービスの充実	在宅福祉サービスの充実 ・生活支援サービスの充実（配食・介護用品・軽度生活援助・デイサービス※・ショートステイ※・日常生活用具等の給付・理美容サービス等） ・緊急通報体制の整備 高齢者福祉施設の整備充実	新市 新市 新市
生涯現役社会づくりの推進	高齢者生きがい対策の支援 ・シルバー人材センターの活動支援【再掲】 ・老人クラブに対する助成 ・各種行事等の開催	新市 新市 新市
疾病予防・介護予防の推進	地域保健、健康づくり対策の充実 ・健康教育、指導の充実【再掲】	新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

(5) 障害者福祉の充実

障害者や家族介護者のニーズに対応するため、総合的な生活相談の充実、社会福祉施設等の整備を図るとともに、障害者の社会参加の促進に向けて、社会福祉法人等との連携による授産や就労機会の確保等に努めます。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
障害者福祉サービスの充実	在宅福祉サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> 福祉タクシー助成制度の充実 居宅介護等支援事業、デイサービス※、ショートステイ※等の充実 障害者生活支援の充実 障害のある児童等に対する支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> 在宅障害児に対する相談、指導の充実 福祉医療費の充実 <ul style="list-style-type: none"> 重度心身障害者医療費の助成 更生医療給付 障害者福祉施設の整備充実	新市 新市 新市 新市 新市 新市 新市
障害者の社会参加の促進	障害者の生きがい対策の支援 <ul style="list-style-type: none"> 福祉作業所等の運営に対する支援 スポーツ行事等への参加促進 啓発・広報活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ノーマライゼーション※理念の普及・啓発 	新市 新市 新市

(6) 児童福祉の充実

急速な少子化の中で、多様化する保育需要に適切に対応するとともに、子育ての社会化に向け、保育所、児童館等の充実を図ります。また、地域ぐるみで子どもや家族をサポートするネットワークをつくるなど、子どもが健やかに育成される社会環境の整備に努めます。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
家庭への子育て支援	子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> 児童クラブの充実 地域子育て支援センターの充実 母親クラブ等の活動に対する支援 家庭や子育てについての意識啓発活動の推進 	新市 新市 新市 新市
地域社会での子育て支援	児童の健全育成、少子化対策の推進に向けた保育サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> 保育料の見直しによる市民負担の軽減 延長保育、一時保育、障害児保育等の充実 保育施設の整備充実 乳幼児等医療の充実 <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児医療費助成制度の充実 母子父子医療費助成制度の充実 児童環境づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> 新たな児童環境づくり推進計画の策定 児童館の整備充実 児童虐待の根絶 <ul style="list-style-type: none"> 地域、児童相談所との連携強化 	新市 新市 新市 新市 新市 新市 新市 新市 新市 新市 県・新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

(7) 母子・父子福祉の充実

母子・父子家庭の子育てのための支援システムをさらに充実し、母性の保護と自立支援、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
自立・援助対策の充実	自立・支援対策の充実 ・母子父子医療費助成制度の充実【再掲】 ・母子生活支援施設の整備 ・各種相談事業の充実	新市 新市 新市

(8) 低所得者福祉の充実

被保護世帯の実情を十分把握し、健康で文化的な最低限度の生活保障を適正に行うとともに、就労指導等を含めた生活相談体制等の充実を図り自立更生を助長し、安定した生活基盤の形成を促進します。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
自立・援助対策の充実	自立・援助対策の充実 ・広域的な推進体制の整備 ・生活保護制度の適正な運営 ・民生委員等の活動の充実 ・関係機関との協力による就労指導等 ・救護施設の整備充実	新市 新市 新市 新市 新市

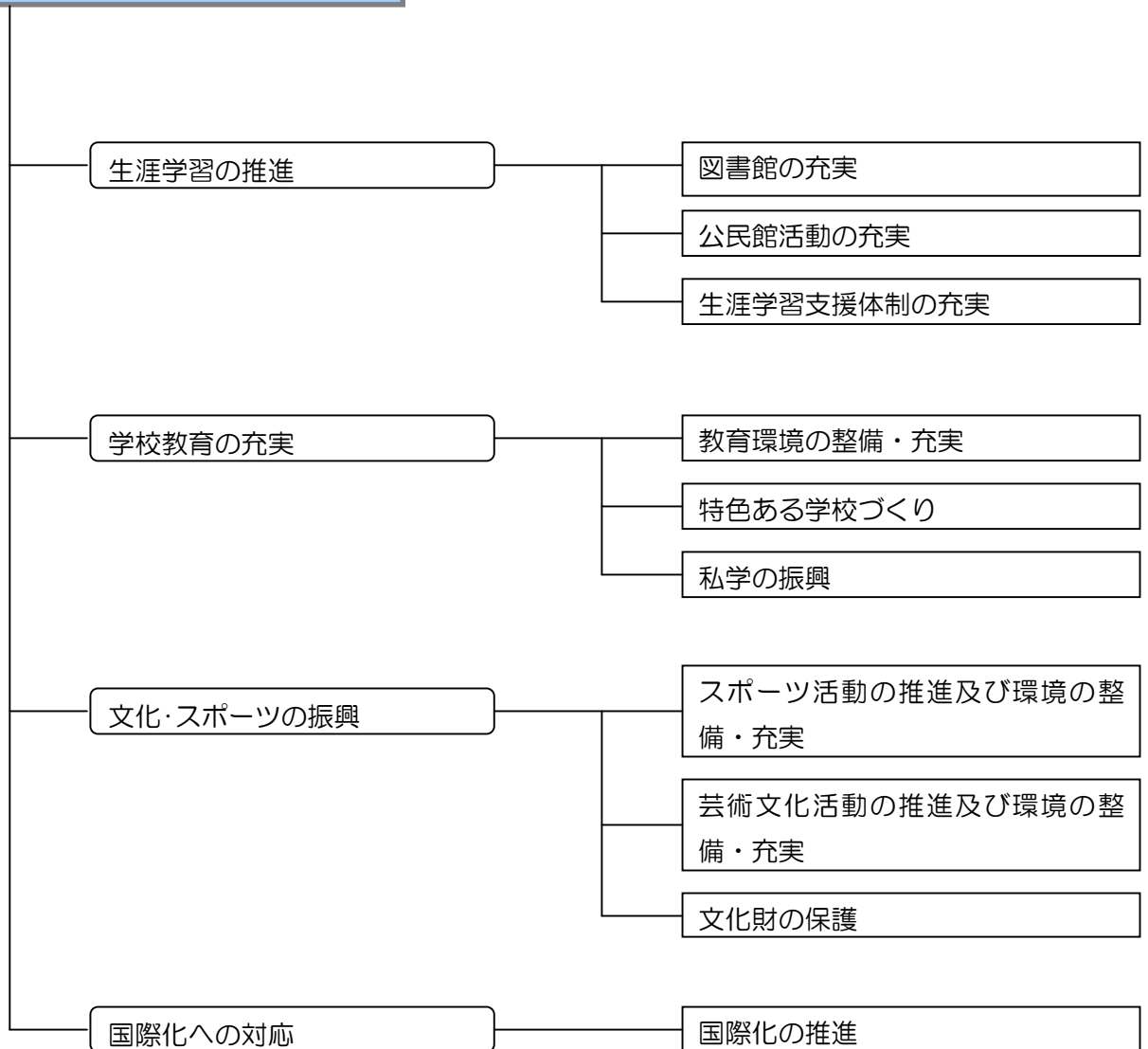
(9) 介護保険事業の充実

介護保険事業のもとで利用者が適切なサービスを利用できるよう、関係機関と連携し、各種介護保険サービスの供給量の確保及び質の向上に努めます。また、適切な事業運営に向け、需要動向等を踏まえた定期的な事業計画の見直しを行います。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
介護保険の適正な運営	介護保険制度の充実 ・適正かつ安定した制度の運営 ・介護サービスの充実（在宅、施設） ・低所得者対策の推進	新市 新市 新市

地域の特色を活かした
まなびのまち
(教育・文化)



6 地域の特徴を活かしたまなびのまち

(1) 生涯学習の推進

図書館、公民館等を中心とした市民の主体的な社会教育活動を基本に、家庭教育、社会教育それぞれが生涯学習の理念のもとに役割を果たしていくよう体系を整理し、関係機関の連携をもって、誰でも、どこでも、いつでも学ぶことのできる環境づくりを推進します。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
図書館の充実	図書館の整備充実 ・ 図書館の施設整備 ・ 電子図書館の推進 ・ 図書館のネットワーク化の推進	新市 新市 新市
公民館活動の充実	公民館の整備【再掲】 講座等の充実	新市 新市
生涯学習支援体制の充実	生涯学習拠点施設の整備 生涯学習ネットワークの推進	新市 新市

(2) 学校教育の充実

豊かな心を持ち、たくましく生きることのできる人材の育成を目指して、時代に応じた教育内容の充実を図り、特色ある学校づくりに努めます。また、教育方法の多様化に対応する教育環境の整備・充実を推進します。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
教育環境の整備・充実	教育施設の整備 ・ 幼稚園、小中学校施設整備 ・ 市立高等学校の施設整備 ・ 市立大学の施設整備 教職員研修の充実 不登校児童・生徒の適応指導の充実	新市 新市 新市 新市 新市
特色ある学校づくり	新しい時代に即した教育の推進 ・ 教科教室型の学校経営の推進 郷土に関する教育の推進 「総合的な学習の時間」の充実 地域に開かれた学校づくりの推進	新市 新市 新市 新市
私学の振興	私学に対する助成の推進	新市

(3) 文化・スポーツの振興

市民の文化・スポーツ活動の振興に資するため、既存施設の有効活用をはじめ関連施設の整備・充実を図るとともに、芸術文化の鑑賞機会の充実や市民自らの文化活動、スポーツイベントの開催等に対する支援を行います。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
スポーツ活動の推進 及び環境の整備・充実	大規模スポーツ施設の整備 ・県営総合施設の建設 スポーツ活動の地域拠点施設等の整備・充実 ・運動公園、体育館の整備 スポーツ活動の推進 ・学校施設の有効活用の推進 ・スポーツ指導者の確保・育成 ・各種競技（全国大会、国際交流大会等）の開催、誘致	県・新市 新市 新市 新市 民間・新市
芸術文化活動の推進 及び環境の整備・充実	芸術文化活動の拠点施設等の整備・充実 芸術文化活動の推進 ・芸術文化団体等の育成、支援 ・優れた芸術文化の鑑賞機会の充実 ・市民参加型のイベントや祭りの開催【再掲】	新市 新市 民間・新市 民間・新市
文化財の保護	郷土の歴史を伝える施設の整備 ・博物館の整備充実 郷土に伝わる文化財の保存、活用 ・国・県指定史跡の整備 伝統芸能の保存・伝承	新市 新市 民間・新市

(4) 国際化への対応

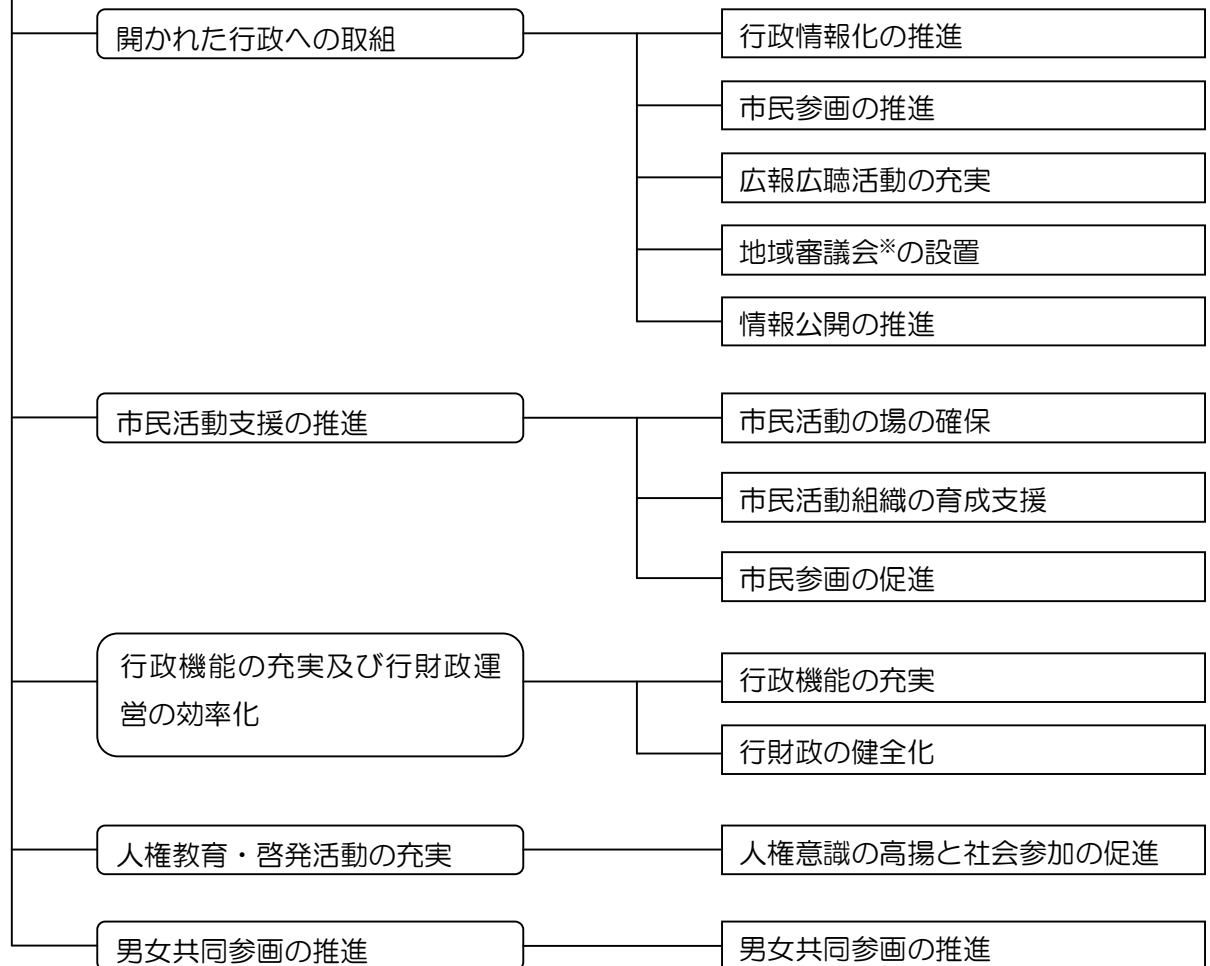
私たちを取り巻くあらゆる環境においてグローバル※化が急激に進展する中、国際社会の一員としての認識を高め、国際的な課題に対して積極的に貢献していくため、学校教育、社会教育を通じて、国際性豊かな人材の育成に努めます。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
国際化の推進	国際人としての人材育成等【再掲】 ・青少年等の海外派遣【再掲】 ・留学制度の充実 ・国際理解教育の推進 知的交流の推進 ・大学等における友好・姉妹校との教育・研究の相互交流	新市 民間・新市 民間・新市 民間・新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

市民も企業も行政も
みんなで担える元気なまち
(協働のまちづくり)



※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

7 市民も企業も行政もみんなで担える元気なまち

(1) 開かれた行政への取組

市民参画による開かれた行政を実現するため、広報広聴活動の充実により、情報公開の推進を図ります。市民ニーズを的確に把握し、市政に関する最新の情報を迅速に提供できるよう、広報紙等の充実やマスメディア※の活用、また、誰もが容易に市政に関する情報を入手できる情報発信の方法を充実させるとともに、市民のプライバシーが侵害されないよう個人情報の保護に努めます。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
行政情報化の推進	電子自治体※の推進【再掲】 ・各庁舎、公共施設間の情報ネットワーク※の整備 ・ワンストップサービス※の実現【再掲】 ・公共情報端末等の整備【再掲】	民間・新市 新市 新市
市民参画の推進	パブリックコメント※等の推進 ・各種審議会委員公募の推進等	新市
広報広聴活動の充実	広報活動の充実 ・広報紙等の充実 ・ホームページの充実 ・マスメディア※の活用 広聴活動の充実 ・市政懇談会等の実施 ・行政モニター制度の充実	新市 新市 新市 新市 新市
地域審議会※の設置	新市建設、施策の推進に関する諮問機関の設置	新市
情報公開の推進	情報公開制度の充実	新市

(2) 市民活動支援の推進

市民のコミュニティ※活動、及びまちづくりに関するボランティアやNPO※等の活動が活発に展開されるよう、地域の連帯感の醸成とまちづくりに対する市民意識の啓発、まちづくり活動の指導者の養成、活動の拠点となる施設整備等に努めます。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
市民活動の場の確保	地域コミュニティ※活動の場の確保 ・公民館等の整備【再掲】	新市
市民活動組織の育成支援	ボランティア・NPO※等の育成及び活動の支援 ・市民自治組織の育成・支援	新市
市民参画の促進	市民活動促進の基本計画策定	新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

(3) 行政機能の充実及び行財政運営の効率化

地方分権を推進し、自らの判断と責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、市民の利便性に配慮した行政組織の編成、情報化による行政事務の効率化等を推進し、市民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を図ります。

財政面については、国・県の制度を活用した財源の確保や経常的経費の抑制を図るほか、財政運営の透明化と市民への公開、民間活力による社会資本整備等、健全な財政運営を推進します。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
行政機能の充実	本庁舎の建設	新市
	・広域的な行政機能拠点施設としての新たな本庁舎の建設 総合支所 [※] の設置 ・市民サービスの充実及び地域振興を図る総合行政機関としての機能の整備	新市
行財政の健全化	組織、機構の見直し	新市
	定員適正化計画の策定	新市
	財政運営の健全化	新市
	行政情報化や行政評価の活用等による事務の効率化の推進	新市

(4) 人権教育・啓発活動の充実

生涯学習の視点に立ち、人権教育・啓発の取り組みを行うため、推進体制の整備充実や指導者の育成、教材の開発、学習プログラムの作成等、さまざまな場を通じてその推進を図ります。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
人権意識の高揚と 社会参加の促進	地域交流活動の充実	新市
	普及啓発活動の充実	新市
	国・県等関係機関との連携の強化	新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

(5) 男女共同参画の推進

男女が互いに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画計画を策定し、男女が共に自立し責任を分かち合うことのできる社会を目指す条件整備をはじめ、男女平等意識の啓発等に取り組みます。

■ 主要事業

事業	事業概要	事業主体
男女共同参画の推進	総合的な推進体制等の整備 ・新たな男女共同参画計画の策定 ・男女共同参画推進本部の設置 ・男女共同参画審議会の設置 男女共同参画社会の形成 ・男女平等意識の啓発活動の強化 ・男女が共に能力の発揮できる就業環境、支援体制の整備 ・仕事と家庭の両立支援 ・地域活動、政策決定過程等への共同参画の推進 ・日本女性会議※2006しものせきの開催	新市 新市 新市 新市 新市 新市 新市 民間・新市

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

第5章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情などを考慮しながら、逐次、適正配置と整備を図っていきます。

配置の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、現公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、市民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

なお、新市の庁舎については、当分の間、現下関市役所に設置しますが、合併に伴い総合支所^{*}となる旧菊川町役場、豊田町役場、豊浦町役場、豊北町役場とともに、市民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算システムの統合など必要な機能の整備を図ります。

※印の用語は P65～68 に解説を記載しています。

第6章 財政計画

1 基本的な考え方

財政計画は、新市における長期的な財政運営上の見通し及び指針として、平成17年度から29年度までの13年間について普通会計（公営企業会計を除いたもの）ベースで作成したものです。

作成にあたっての基本的な考え方は、次のとおりです。

- 歳入歳出の各項目ごとに、過去の実績や経済情勢等の見通し、地方財政に関する国の制度改正の動向等を踏まえ、堅実かつ健全な財政運営を基調とした推計を行っています。
- 歳入・歳出とも、本地域における人口の減少や高齢化の進行に伴う影響を、可能な範囲で見込んでいます。
- 合併に伴う行政サービス、住民負担の変化による影響や人件費等の削減効果、国・県による財政支援措置の内容を反映させています。
- 中核市への移行に伴う財政面の影響について、類似団体の状況を参考にしつつ可能な範囲で見込んでいます。

【歳入】

区 分	推 計 方 法
地 方 税	過去の実績を基に、今後の経済の見通しや人口減少の影響等を踏まえて推計しています。
地方交付税	普通交付税の算定の特例（合併算定替）又は中核市としての算定を基礎として、国の制度改正や総額の推移、人口減少の影響等を考慮して推計しています。 また、合併による交付税措置分を見込んでいます。
使用料・手数料	過去の実績を基に、調整方針に基づく行政サービス、住民負担の変化等の影響額を見込んで推計しています。
国・県支出金	過去の実績を基に、扶助費、普通建設事業費の増減や中核市移行に伴う影響、国予算の伸び率等を考慮して推計しています。 また、合併に伴う国、県の補助金等を見込んでいます。
地 方 債	新市建設計画に基づく合併特例債や通常債について、過去の実績や普通建設事業費の増減等の影響を考慮して推計しています。

上表の各区分は P65～68 に解説を記載しています。

【歳 出】

区 分	推 計 方 法
人 件 費	<p>一般職員は、類似団体（中核市）を参考に、10年後の目標職員数を設定し、計画的な減員を見込んで推計しています。 特別職等については、合併に伴う減員の影響を見込んで推計しています。</p>
扶 助 費	<p>過去の実績を基に、高齢化の進行等を踏まえた国予算の動向や調整方針に基づく行政サービスの一元化等に要する経費を見込んで推計しています。</p>
公 債 費	<p>合併年度までの地方債に係る償還予定額に、新市における新たな地方債や合併特例債に係る償還見込額を加算して推計しています。</p>
物 件 費 補 助 費 等	<p>過去の実績を基に、類似団体（中核市）を参考とした経費削減効果や調整方針に基づく行政サービスの一元化等に要する経費を見込んで推計しています。</p>
積 立 金	<p>将来的な財政運営の健全化を図るための準備財源として、各年度の収支状況に応じた計上を行っています。</p>
繰 出 金	<p>過去の実績を基に、高齢化の進行等を踏まえた国予算の動向や調整方針に基づく行政サービスの一元化等に要する経費を見込んで推計しています。</p>
普通建設事業費	<p>過去の実績を基に、国予算や地方財政計画の動向等を踏まえた投資規模を見込んで推計しています。</p>

上表の各区分は P65～68 に解説を記載しています。

2 新市財政計画

[歳入]

(百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
地方税	33,791	34,160	36,494	36,990	35,103	34,184	34,293	33,892	33,177
地方譲与税	2,195	3,073	1,049	1,018	960	944	925	868	909
利子割交付金等	402	370	438	264	218	237	224	177	200
地方消費税交付金	2,658	2,650	2,590	2,398	2,482	2,477	2,450	2,439	2,497
ゴルフ場利用税 交付金	62	61	61	63	60	55	53	54	49
自動車取得税 交付金	633	579	566	494	307	259	235	294	214
国有提供施設等所 在市助成交付金	92	92	93	89	82	82	74	67	67
地方特例交付金	1,117	925	232	389	453	454	385	109	108
地方交付税	25,981	25,973	24,714	25,039	26,419	28,889	29,512	29,445	29,184
交通安全対策 特別交付金	60	62	62	57	58	56	56	55	54
分担金及び負担金	982	963	904	1,289	928	1,002	1,006	1,081	1,178
使用料及び手数料	5,562	5,353	4,430	4,440	4,460	4,587	4,338	4,238	4,369
国庫支出金	16,276	13,873	13,228	14,522	22,080	17,470	16,995	16,848	20,669
県支出金	5,160	4,960	5,825	5,921	6,535	6,989	8,227	6,904	6,646
財産収入	3,081	2,840	3,049	536	643	710	1,293	419	556
寄附金	16	62	35	11	12	21	27	64	8
繰入金	640	800	2,149	2,341	2,185	1,206	1,953	1,355	2,000
繰越金	2,594	2,558	2,508	1,858	2,245	2,571	3,115	4,224	3,837
諸収入	6,231	6,147	6,261	6,688	7,322	6,930	6,852	5,894	5,861
地方債	11,706	13,385	10,706	11,058	16,749	12,280	13,461	13,209	24,762
歳入合計	119,239	118,886	115,394	115,465	129,301	121,403	125,474	121,636	136,345

上表の各区分は P65～68 に解説を記載しています。

[歳入]

(百万円)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
地方税	33,177	32,232	32,232	32,232
地方譲与税	909	909	909	909
利子割交付金等	200	200	200	200
地方消費税交付金	2,497	2,497	2,497	2,497
ゴルフ場利用税 交付金	49	49	49	49
自動車取得税 交付金	214	214	214	214
国有提供施設等所 在補助金	67	67	67	67
地方特例交付金	108	108	108	108
地方交付税	29,855	30,074	28,814	28,173
交通安全対策 特別交付金	54	54	54	54
分担金及び負担金	1,273	1,004	990	990
使用料及び手数料	4,349	4,329	4,309	4,289
国庫支出金	18,058	19,097	18,020	18,560
県支出金	6,421	6,561	6,706	6,854
財産収入	463	463	463	463
寄附金	8	8	8	8
繰入金	1,680	2,100	3,240	3,100
諸収入	6,120	5,939	5,941	5,998
地方債	19,824	13,528	12,163	12,052
歳入合計	125,326	119,433	116,984	116,817

上表の各区分は P65～68 に解説を記載しています。

[歳出]

(百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
人件費	23,451	23,481	22,809	22,469	22,507	22,353	21,904	21,254	21,335
扶助費	19,916	19,560	19,798	19,821	20,425	24,172	25,369	25,864	26,770
公債費	14,254	14,744	15,267	14,780	14,084	15,175	15,989	16,539	16,924
物件費	12,206	12,151	11,809	11,667	12,969	12,824	13,543	12,932	13,485
維持補修費	1,616	1,453	1,447	1,405	1,317	1,281	1,261	1,347	1,574
補助費等	5,329	5,657	9,426	9,153	14,213	9,674	9,748	8,782	8,770
積立金	10	42	74	526	921	985	899	2,146	1,805
繰出金	13,156	13,366	9,873	10,242	11,157	11,701	11,652	11,553	12,109
投資及び出資金	467	267	223	254	334	225	1,129	229	199
貸付金	3,722	3,564	3,392	4,131	4,916	3,843	3,734	3,918	4,199
普通建設事業費	21,050	20,433	17,903	17,593	22,085	13,461	15,307	12,904	26,898
災害復旧費	184	610	145	39	192	1,084	715	331	508
歳出合計	115,361	115,328	112,166	112,080	125,120	116,778	121,250	117,799	134,576

上表の各区分は P65～68 に解説を記載しています。

[歳出]

(百万円)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
人件費	21,311	21,134	21,245	20,611
扶助費	27,707	28,677	29,680	30,719
公債費	16,510	16,056	15,532	15,454
物件費	12,947	12,824	12,701	12,580
維持補修費	1,574	1,574	1,574	1,574
補助費等	8,729	8,691	8,649	8,121
積立金	25	25	25	25
繰出金	12,411	12,721	13,040	13,368
投資及び出資金	194	193	142	118
貸付金	5,092	3,768	3,768	3,768
普通建設事業費	18,526	13,470	10,328	10,179
災害復旧費	300	300	300	300
歳出合計	125,326	119,433	116,984	116,817

上表の各区分は P65～68 に解説を記載しています。

附表

付表 用語解説

	用語	該当ページ	解説
あ 行	アクセス	12	接近するための手段や方法のこと。
	維持補修費	61, 62	公共用施設などの補修にかかる経費。
	イントラネット	23	インターネットの通信技術等を活用して作られた組織内ネットワークのこと。
	ウォーターフロント	24	一般的には海または湖などの水面に面し、一体的に活用するのに必要な広がりを持つ土地。
	エコツーリズム	13	豊かで、荒らされていない自然を持つ地域をフィールドに行われるもので、その地を訪れる旅行者が、自然や文化についての正しく深い知識を得、その地域ならではの自然とのふれあいを体験できるような旅行。
	NPO	30, 51	Non-Profit Organization の略称。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない、住民の自発的な意志による活動団体。
か 行	貸付金	60	市民の福祉増進を図るため貸付けられる経費。
	環境マネジメントシステム	26, 37	行政組織や事業者等が自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たって、科学的管理のもと、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。
	寄附金	59, 60	市民の方などから寄付して頂いたお金。
	クリーンエネルギー	26, 27	太陽光・風力・波力・地熱、バイオマスなど、石油や石炭等の化石燃料に対して環境にやさしいエネルギー。
	グリーンツーリズム	13, 33, 37	緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。類似：アグリツーリズム
	繰出金	58, 61, 62	国保や介護保険・老人医療などの特別会計と一般会計の間で、予算充用のために支出される経費。
	グローバル	7, 24, 48	全地球規模、又は全世界的規模を意味する形容語。 経済のグローバル化：経済活動が国内を越えて広く全世界に広がること。
	県支出金	57, 59, 60	新市が行う事業に対し、その財源の一部として県から交付される補助金など。
	公共サイン	29	人々に街の地理、方向、施設の位置等に関する情報を提供するための標識、地図、案内誘導板等の総称。
	公債費	58, 61, 62	地方債の元金の返済、利子の支払いに要する経費。
	構造改革特区制度	35	地域の特性に応じて地域を限定して、法律や政令、通達等の規制緩和など「規制の特例措置」を導入することで、地域経済の活性化や、全国的な規制緩和への波及による我が国全体の経済活性化を実現するもの。
	交通安全対策特別交付金	59	道路交通安全施設の設置及びその管理に充てる財源として、国から交付されるお金。
	港湾EDI	35	船舶の入出港に関する行政手続の合理化を目的に、港湾管理者及び海上保安部等を連絡する、港湾諸手続のための情報通信システム。
	国有提供施設等所在市助成交付金	59, 60	国有施設の固定資産が所在する市町村に対して交付されるお金。
	国庫支出金	57, 59, 60	新市が行う事業に対し、その財源の一部として国から交付される補助金など。

用語		該当ページ	解説
	コミュニティ	12, 14, 30, 34, 51	地域社会を意味する語。 コミュニティ活動：自治会・町内会・婦人会などの地域団体活動や、地域におけるボランティア活動など
	コミュニティFM	31	市町村の一部の地域を対象に、地域の特色を生かした番組や地域住民が参加した番組、急を要するきめ細かな情報を提供することを目的とした放送（局）。
	コミュニティビジネス	13	地域の人々が、地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力など）を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え地域課題の解決を目指すもの。
	ゴルフ場利用税交付金	59, 60	ゴルフ場の利用行為に対して課す県税の一部について、県から新市の行政サービスのために交付されるお金。
	コンベンション	12, 37	会議、大会、集会のこと。コンベンション機能とは、会議の会場となるホールや参加者の宿泊施設、来訪者への案内施設等をさす。
さ 行	財産収入	59, 60	新市が所有する財産を貸付け、出資、売払いしたことによって生じる現金収入。
	CATV	23	通信ケーブルを媒体とするテレビのことで、Community Antenna TV（共同アンテナ）の略称。 ケーブル網でつながった一定の地域を対象に、多チャンネルの番組サービスをはじめ、インターネットサービス、ゲームのデータ配信サービス、カラオケ、ホームセキュリティ、CATV電話など、あらゆるサービスに利用されている。
	自動車取得税交付金	59, 60	自動車の取得に対して課す県税の一部について、県から新市の行政サービスのために交付されるお金。
	循環型社会	8	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。
	使用料及び手数料	57, 59, 60	公共的な施設を利用した人から、実費負担としていただくお金（使用料）。行政サービスに対し、その費用としていただくお金（手数料）。
	ショートステイ	42, 43	施設に短期間入所して、その施設において、お風呂の世話、トイレの世話、食事等の介護その他、日常生活上の世話及びリハビリを行うサービス。
	諸収入	59, 60	他のどの歳入科目にも含まれない収入。
	情報ネットワーク	13, 14, 16, 23, 38, 51	インターネットに代表される双方向かつ多様な情報伝達を行うしくみ。
	人件費	58, 61, 62	職員などに勤労の対価、報酬として支払われる経費。
	スケールメリット	1, 2	基礎となる母体（組織や企業等）が大きいほど有利に働く利点のこと。例えば、設備の共同利用によるコストの削減が図られること等。
	総合支所	52, 55	管理部門等を除き、原則として、合併前の各市町のひとつおりの行政機能が確保された支所。
た 行	地域審議会	50, 51	合併後も地域住民の声を反映したきめ細かな行政サービスを実現させるため、合併前の市町村の協議により、旧市町村の区域を単位として設置することのできる審議機関。
	地方交付税	57, 59, 60	地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、かつ必要な財源を保障するために国から交付されるお金。
	地方債	57, 59, 60	新市が建設事業などに要する資金の調達のため、国などから借り入れたお金。

用語	該当ページ	解説	
地方消費税交付金	59, 60	地方消費税により徴収された県税の一部について、県から新市の行政サービスのために交付されるお金。	
地方譲与税	59, 60	国が国税として徴収し、一定の基準によって市に配分されるお金。	
地方税	57, 59, 60	国が課税する国税に対して、新市の課税権により市民などから新市に納めていただく税。	
地方特例交付金	59, 60	平成 11 年度に創設された恒久的な減税に伴う地方税の減収額を補てんするために交付されるお金。	
中核市	2	政令指定都市以外の市で、比較的大きな規模や能力を持つ市の事務権限を強化し、住民の身近で行政を行うことができるよう創設された制度。中核市の要件は、(1)人口が30万人以上、(2)人口が50万人未満では面積が100平方キロメートル以上。	
積立金	58, 61, 62	特定の目的のために設けられた基金などに積み立てるための経費。	
デイサービス	42, 43	身体障害者、高齢者等が施設に通い、お風呂の世話、食事の提供その他の日常生活上の世話やリハビリを受けるサービス。	
電子自治体	23, 51	情報通信技術を活用し、行政サービスが提供できる自治体。例えば、インターネットを利用して、いつでも、どこからでも申請や届出ができるようになるなど、便利で質の高いサービスを提供することが可能となる。	
投資及び出資金	60	公益上の必要性から、共同で事業を行う場合、その他財政援助を目的として投資する場合や、財団法人への出捐金として支出する場合などの経費。	
な 行	日本女性会議	53	1975 年の「国際婦人年」と、これに続く「国連婦人の 10 年」を契機として、行政だけでなく市民の側からも男女平等社会を目指すため 1984 年から始まった会議。
	ノーマライゼーション	43	障害をもっている人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるようになる条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方。
は 行	バイオマス	27, 33	原材料やエネルギーとして利用できる、まとまった量の生物資源のこと。例として、間伐材、家畜等の糞尿、生ゴミ等がある。
	パブリックコメント	51	行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出してもらう機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うしくみ。
	バリアフリー	31	障害者や高齢者などの行動を妨害する障壁を取り除くこと。例えば、誰もが利用する公共施設等の段差を無くしたり、エレベータ等を設置すること。
	光ファイバー	23, 28	超高速通信の伝送方式のこと。髪の毛よりも細いガラス繊維の透明なケーブルを使って通信する方式で、従来の電話線に使われている銅線の数百分の1の太さで 1000 倍以上の情報量を伝送することができる。
	扶助費	58, 61, 62	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づく被扶助者に支払われる経費。
	普通建設事業費	58, 61, 62	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅などの建設事業にかかる経費。

用語		該当ページ	解説
	物件費	58, 61, 62	消耗品費、光熱水費など人件費、扶助費等以外の消費的性質の経費。
	ブルーツーリズム	13, 33, 37	島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。 類似：マリンツーリズム
	分担金・負担金	59, 60	新市が特定の事業にかかる経費に充てるため、事業によって利益を受ける団体などから徴収するお金。
	ベンチャー企業	12	成長意欲の強い企業家に率いられたリスクを恐れない若い企業で、製品や商品の独創性、事業の独立性、社会性、さらに国際性をもった何らかの新規性のある企業。
	ポートセールス	35, 38	港湾管理者や海運業者、又は商工会議所などが、港湾施設サービスの拡充を図り、港湾利用の促進を目指して展開する活動。
	ポートセミナー	35, 38	港湾の利用促進等を目的に、海運関係者等を対象に開催されるセミナー。
	補助費等	58, 61, 62	市民や民間団体などに対して、新市が支援するための補助金など。
	ホスピタリティ	13, 37	もてなし、又はもてなす心。最近では、暖かくもてなすこと、又は厚遇、歓待することをさす。
ま 行	マスメディア	51	テレビ・新聞・雑誌・ラジオ等、一般的に広く情報が普及される伝達媒体のこと。
	モータリゼーション	1	日常生活における自動車使用の普及のこと。我が国では1世帯当たりの自家用乗用車保有台数が1.00台を超えており、増加傾向にある。
	モーダルシフト	24	主として、幹線貨物輸送をトラックから大量輸送機関である鉄道や海運へ転換し、トラックとの複合一貫輸送を推進すること。
ら 行	ライフライン	28	電気、ガス、水道、電話、食糧流通など生命、生活を支えるシステム。
	利子割交付金	59, 60	利子課税により徴収された県税の一部について、県から新市の行政サービスのために交付されるお金。
わ 行	ワンストップサービス	23, 51	複数の行政サービスを1つの窓口で、まとめて受けることができる機能のこと。